

宗教法人法の一部を改正する法律案 概要

一 財産に関する保全処分の新設（第81条の2関係）

- 1 裁判所は、宗教法人について、解散の裁判の請求があった場合等には、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その決定があるまでの間、宗教法人の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分その他の必要な保全処分を命ずることができること（会社法第825条の準用）。
- 2 1のほか、所要の会社法の規定を準用すること。

二 その他

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律による改正後の宗教法人法の規定は、この法律の施行前に解散の裁判の請求があった場合等における宗教法人の財産の保全についても適用すること。
- 3 その他所要の規定を整理すること。